

最高裁秘書第29号

令和4年1月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年12月13日付け（同月15日受付，第030787号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和3年4月1日付け総研企一第164号事務局長送付「CE-73の実施要領について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

総研企一第164号

(人ろー03)

令和3年4月1日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

裁判所職員総合研修所事務局長 大 田 浩 司

CE-73の実施要領について（送付）

標記の実施要領が別添のとおり定められました。

ついては、貴庁の受験資格を有する者（地方裁判所にあつては、当該地方裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所又は検察審査会に所属する者を含む。）に対して、この実施要領を周知させてください。

令和4年度裁判所職員総合研修所入所試験(CE-73)実施要領

1 受験資格

裁判所事務官、裁判所速記官、裁判所技官、家庭裁判所調査官補の職にある者

(1) 第一部

次に掲げる者のうち、いずれか1以上に該当する者とする。

ア 大学の法学部（現代法学部及び法政策学部を含む。）を卒業した者

イ 大学における法学部と他の学部とを複合した学部（法文学部、法経学部、法商学部、法経商学部、人文学部等をいい、学域、学群等の学部以外の組織を含む。以下「複合学部等」という。）の法学科、法学類又は法律学科（鹿児島大学法文学部法政策学科、琉球大学法文学部法政学科、首都大学東京都市教養学部都市教養学科法学系、筑波大学社会・国際学群社会学類法学主専攻（平成19年3月以前の名称は、筑波大学第一学群社会学類法学主専攻）及び千葉大学法政経学部法政経学科法学コースを含む。）の課程を履修し、当該複合学部等を卒業した者

ウ アに定める法学部並びにイに定める法学科、法学類及び法律学科以外の大学の学部（学域、学群等の学部以外の組織を含む。）又は学科（学類を含む。）において、憲法4単位、民法12単位、刑法4単位及び民事訴訟法4単位又は刑事訴訟法4単位を履修し、当該学部又は学科を卒業した者

エ 学校教育法による大学院の修士課程において法学又は法律学を専攻し、当該課程を修了した者（法科大学院（学校教育法による専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者及びこれに準ずると認められる者を含む。）

オ 次に掲げる試験のうち、いずれかに合格し、同試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者

(ア) 裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験

(イ) 裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）の法律・経済区分

(ウ) 裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験）の法律・経済区分

(エ) 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）

(オ) 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

(2) 第二部

第一部の受験資格を有しない者で、令和4年3月31日現在において上記に掲げる職又はこれらの職に準ずるものとしてあらかじめ裁判所職員総合研修所長（以下「総研所長」という。）の承認を得た職の1又は2以上に通算して月計算により1年以上在職し、かつ、令和4年4月1日現在において年齢が23歳以上であるものとする。

2 申込書類の所属庁への提出期間等

(1) 提出期間

令和3年4月19日（月）から同月30日（金）まで

(2) 申込書類

ア 受験申込書

イ 履修単位証明書又はこれに代わる証明書（証明年月日は卒業の前後を問わないが、卒業前に交付されている単なる成績通知書（証明文言がないもの）は不可。）及びこれらの写し（以下「履修単位証明書等」という。）

第一部又は第二部の入所試験のいずれを受験する場合においても、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の法学部（複合学部等の法学科、法学類及び法律学科を含む。）以外の文科系の学部の卒業者に限り、

提出する。ただし、大学院の修士課程において法学又は法律学を専攻し、当該課程を修了した者（法科大学院の課程を修了した者及びこれに準ずると認められる者を含む。）を除く。

なお、1の(1)のオの場合には履修単位証明書等の提出を要しない。

ウ 承諾書

エ 誓約書

3 受験上の配慮

身体障害等があるため、着席位置の指定、車椅子、補聴器等の補装具の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望する者は、特段の事情のない限り2の(1)の期間内に、受験上の配慮に関する申出書に、第1次試験ないし第2次試験において希望する配慮等を記入して提出する。

申出の内容や程度を確認の上、対応する。場合によっては、障害の程度を証明する書類を提出してもらうことがある。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もある。

4 第1次試験

(1) 試験期日、試験科目、試験時間及び使用六法

ア 第一部（大学卒業程度の論文式による筆記試験）

期 日	曜 日	科 目	時 間
令和3年 7月15日	木	憲法	午前10時00分～12時00分
		民法	午後 1時30分～ 3時30分
7月16日	金	刑法	午前10時00分～12時00分
		民訴法又は刑訴法	午後 1時30分～ 3時30分

※ 第一部の民訴法又は刑訴法は、受験申込者があらかじめ選択する科目

※ 試験時に施行されている法令に基づいて出題する。

イ 第二部（短期大学卒業程度の論文式による筆記試験）

期 日	曜 日	科 目	時 間
令和3年 7月15日	木	憲法	午前10時00分～12時00分
		民法	午後 1時30分～ 3時30分
7月16日	金	刑法	午前10時00分～12時00分

※ 第二部の民法の出題分野は次のとおり

第1編総則（第3章法人を除く。）、第2編物権のうち第1章総則から第3章所有権まで並びに第3編債権のうち第1章総則（第3節多数当事者の債権及び債務を除く。）並びに第2章契約第1節総則から第3節売買まで及び第5節消費貸借

※ 第二部の刑法の出題分野は次のとおり

第1編総則のうち第1章通則、第2章刑、第7章犯罪の不成立及び刑の減免から第9章併合罪まで並び

に第11章共犯並びに第2編罪のうち第5章公務の執行を妨害する罪、第7章犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪、第9章放火及び失火の罪、第12章住居を侵す罪、第16章通貨偽造の罪から第23章賭博及び富くじに関する罪まで並びに第25章汚職の罪から第40章毀棄及び隠匿の罪まで

※ 試験時に施行されている法令に基づいて出題する。

ウ 使用六法

判例付きでないもの1冊に限る。ただし、書き込みのあるものは認められない。

(2) 合格通知予定期日 令和3年9月上旬

5 筆記試験の免除

(1) 次に掲げる者は、筆記試験の全部又は一部を免除する。

ア 裁判所職員（裁判所事務官）採用I種試験、裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）の法律・経済区分又は裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）に合格し、同試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 採用された年度（以下「採用年度」という。）に実施する入所試験を受験する者

(イ) 採用年度に実施する入所試験を受験できなかった者で、総研所長が免除を相当と認めたもの

イ 裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験）の法律・経済区分又は裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）に合格し、同試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(2) (1)で免除する筆記試験は、アに定める者については筆記試験の全部とし、イに定める者については筆記試験のうち憲法、民法及び刑法とする。

6 第2次試験

(1) 試験期日 令和3年9月下旬から同年10月上旬までの期間のうち、受験者ごとに指定する日

(2) 合格通知予定期日 令和3年10月中旬

7 入所予定人員（入所人員は変動する可能性がある。）

第一部 190人程度

第二部 100人程度

8 第1次試験の成績の通知

(1) 成績の通知の対象者

CE-73を有効に受験して不合格となった職員のうち、成績の通知を希望するものに対して行う。

(2) 成績の通知の内容

通知する成績は、第1次試験の結果について、科目ごとに、順位付けを行い、それを4段階に区分して、AからDまでの記号を付したものとする。

(3) 成績の通知の手続

ア 成績の通知の依頼方法及び期間

(ア) 成績の通知を希望する職員は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間内に成績の通知を依頼する。

a 第1次試験の不合格者 第1次試験の可否通知を受けた日から14日以内（初日不算入）

b 第2次試験の不合格者 最終の可否通知を受けた日から14日以内（初日不算入）

(イ) 成績の通知の依頼は、所属庁に備付けの試験成績通知依頼書を所属庁に提出して行う。

イ 成績の通知の方法

成績の通知は、試験成績通知書を封筒に入れて封をし、親展扱いで本人に交付して行う。

なお、試験成績通知書は、所属庁を経由して本人に交付する。

おって、試験成績通知書の本人への交付は、令和3年12月下旬を目途として行う。